



鳥取県公報

平成15年4月25日(金)
第7478号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正 (276) (職員課)	1
	特定計量器の定期検査の実施 (277) (経済交流課)	2
	土地改良区の定款の変更の認可 (2件) (278・279) (耕地課)	2
	土地改良事業の同意 (3件) (280~282) (＃)	3
	土地改良事業の工事の完了 (283) (＃)	3
	保安林の指定の解除予定 (284) (森林保全課)	4
調達公告	随意契約の相手方の決定 (情報政策課)	4
正 誤	平成15年3月18日付鳥取県条例第17号中訂正.....	4

告 示

鳥取県告示第276号

平成5年鳥取県告示第400号(年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について)の一部を次のように改正する。

平成15年4月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
年齢階層	補償基礎額の最低限度額	補償基礎額の最高限度額	年齢階層	補償基礎額の最低限度額	補償基礎額の最高限度額
20歳未満	4,231円	13,246円	20歳未満	4,328円	13,050円
20歳以上25歳未満	5,118円	13,246円	20歳以上25歳未満	5,375円	13,050円
25歳以上30歳未満	6,028円	13,246円	25歳以上30歳未満	6,274円	13,468円
30歳以上35歳未満	6,735円	16,177円	30歳以上35歳未満	7,003円	16,299円
35歳以上40歳未満	7,267円	19,158円	35歳以上40歳未満	7,374円	18,730円
40歳以上45歳未満	7,322円	21,289円	40歳以上45歳未満	7,522円	21,111円

45歳以上50歳未満	7,184円	22,484円	45歳以上50歳未満	7,631円	22,781円
50歳以上55歳未満	6,801円	23,787円	50歳以上55歳未満	7,335円	24,322円
55歳以上60歳未満	6,233円	23,376円	55歳以上60歳未満	6,402円	23,340円
60歳以上65歳未満	4,379円	20,698円	60歳以上65歳未満	4,476円	19,354円
65歳以上70歳未満	4,120円	15,241円	65歳以上70歳未満	4,260円	14,757円
70歳以上	4,120円	13,246円	70歳以上	4,260円	13,050円

附 則

- この告示は、平成15年4月25日から施行する。
- 改正後の規定は、平成15年4月25日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

鳥取県告示第277号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年4月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

実施区域	実 施 期 日	実施時間	実 施 場 所
日 野 郡 日 南 町	平成15年6月3日（火）	午後1時から 午後3時まで	日野郡日南町霞800 日南町役場
日 野 郡 日 野 町	平成15年6月4日（水）	〃	日野郡日野町根雨130 - 1 日野町山村開発センター
日 野 郡 江 府 町	平成15年6月5日（木）	〃	日野郡江府町大字洲河崎62 江府町運動公園総合体育館
日 野 郡 溝 口 町	平成15年6月6日（金）	〃	日野郡溝口町溝口647 溝口町役場
日 野 郡	平成15年6月16日（月）	〃	日野郡日野町根雨130 - 1 日野町山村開発センター
〃	平成15年7月1日（火）から同月31日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済交流課計量係

鳥取県告示第278号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、若土地改良区の定款の変更を平成15年4月21日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成15年4月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第279号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、赤碕町土地改良区の定款の変更を平成15年4月16日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成15年 4月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第280号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業浦富地区農業用排水）について、平成15年4月21日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成15年 4月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第281号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業岩井地区農業用排水）について、平成15年4月21日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成15年 4月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第282号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業岩井地区暗きょ排水）について、平成15年4月21日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成15年 4月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第283号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成15年 4月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
倉吉市	基盤整備促進事業大立地区 農業用排水、農道整備及び暗きょ排水	平成15年 3月31日

鳥取県告示第284号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年4月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町新屋字ツク谷1859の13（次の図に示す部分に限る。）、1859の26、1859の30、1859の34、1859の42、1859の43、1859の44、1859の61

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年4月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取情報ハイウェイ管理運営委託業務 一式

2 契 約 方 式 随意契約

3 契 約 日 平成15年4月1日

4 契約の相手方の名称及び
所在地 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220

5 契 約 金 額 64,043,700円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 随 意 契 約 に よ る 理 由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項
第2号に該当

7 契約事務担当部局の名称 鳥取県企画部情報政策課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

正 誤

平成15年3月18日公布の鳥取県条例第17号（鳥取県税条例の一部を改正する条例）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 13

行 下から18

誤 地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第 号。以下「改正法」という。）

正 地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第9号。以下「改正法」という。）

頁 14

行 6及び24

誤 所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第 号）

正 所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）

